

広島県告示第百十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定によつて、次の地域を農業振興地域に指定する。

その関係図面は、広島県農林水産局農水産振興部農業経営課に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十二年二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	区 域
江田島農業振興地域	<p>江田島町のうち、別図で黄色に着色した部分（平成四年江田島町告示第二十号、平成十一年江田島町告示第二十五号、平成十三年江田島町告示第三十号及び平成十六年江田島町告示第二十一号で定められた都市計画の用途地域）、別図で赤色に着色した部分（平成十九年広島県告示第一号に基づき定められた林班番号一（い）（四〇の一から四七）、ろ（四八から六二）、は（六六から一〇五）、に（一一の一から一五七）、ほ（一五八から一八四）、へ（二八五の一から二〇三）、二（い）（二〇五から二一五の二）、ろ（二一六から二四四）、は（二四五の一から三〇二）、に（三〇三から四三四）、ほ（四四七から四九六）、と（五八五から六二二の二）、三（い）（六二三から六六八）、ろ（六六九から七一三）、ほ（九二六）、四（い）（九五五から一〇一）、ろ（一一三から一三五）、は（一一八九から一二九二）、に（一二九三から一四〇六）、ほ（一四〇七から一四七〇）、へ（一四七一から一五四七）、と（一五五一から一五八九の二）、ち（一五九〇の一から一六〇一）、り（一六〇二から一七四三）、ぬ（一七四四から一八三五）、五（い）（一八三六から一九〇三）、ろ（一九〇四から一九六七）、は（一九六八の一から一九七六）、に（一九七七から二〇一七）、ほ（二〇一九から二〇五二）、へ（二〇五三から二一一〇の三）、と（二一一の一から二四五）、ち（二一五五から二二九二）、り（二二九三から三〇五の二）、六（い）（二三〇九から二三二〇）、七（い）（二五三一から二五五九）、ろ（二五六〇から二五七六）、は（二五七七から二五九四）、に（二五九五から二五九九）、ほ（二六〇〇から二六一七）、へ（二六一八から二六四六）、と（二六四七から二六六七）、ち（二六八一から二七一六）、八（い）（二七二〇から二七五三）、ろ（二七六一から二七八一）、は（二七八二から二七九一）、に（二七九二から二七九六の二）、ほ（二七九七から二八〇一）、へ（二八〇二から二八一九）、と（二八二〇から二八三〇）、ち（二八三一の一から二八四九）、り（二八五〇から二九〇一）、ぬ（二九〇三から二九四二）、九（い）（三〇〇八から三〇二一）、ろ（三〇二二から三〇二八）、は（三〇二九から三〇三五の二）、に（三〇三六から三〇五九）、ほ（三〇六〇から三〇八三）、へ（三〇八四から三〇八九）、と（三〇九〇から三一〇四）、ち（三一〇五から三一一九）、り（三一二五から三一三一の二）、ぬ（三一三三から三一三四）、る（三一三五から三一六五）、一〇（い）（三一九八から三二〇四の三）、ろ（三二〇五から三二一六）、は（三二一七から三二五五の一）、に（三二五六から三三七五）、ほ（三五八九から三六〇九の二）、へ（三六一四から三六四一）、と（三六四二から三六八九）、ち（三六九〇から三七二七）、一一（い）（三七三三から三七四六）、ろ（三七五二から三七六八）、は（三七六九から三七九〇）、に（三七九二から三八一〇）、ほ（三八一二から三八四〇）、へ（三八四一から三八七四）、と（三八七五から三八八七）、ち（三八九一</p>

から三九一〇)、り(三九一一から三九三二)、ぬ(三九三三から三九四七)、る(三九四八の二から三九六四)、一二(い)(三九六五から四〇一六)、ろ(四〇一七から四〇三六)、は(四〇三七から四〇四六)、に(四〇四七から四〇五八)、ほ(四〇五九から四〇七九)、へ(四〇八三から四〇九〇)、と(四〇九一から四一〇六)、ち(四一一三から四一二七)、一三(い)(四一二八から四一四四)、ろ(四一四五から四一六九)、は(四一七〇から四一八九)、に(四一九〇から四二〇三)、ほ(四二〇四から四二一七)、へ(四二一八から四二三九)、と(四二四〇から四二五〇)、ち(四二五二から四二八六)、り(四二八八から四三〇六)、ぬ(四三〇八から四三三七)、一四(ろ)(四三五〇から四三七四)、は(四三七五から四三八〇)、に(四三八一から四三九六)、ほ(四四〇三から四四二四)、へ(四四二六から四四四五)、と(四四六一の二から四四九五)、ち(四四九七から四五一三)、り(四五一四から四五二七)、ぬ(四五三五から四五九一)、る(四六三二から四六六一)、一五(は)(四七八八から四七九三)、に(四七九四から四八〇三の三)、ほ(四八〇八から四八三九の一)、へ(四八四〇から四八五八)、と(四八五九から四八七八)、ち(四八七九から四九〇二)、り(四九〇三から四九一七)、一六(い)(四九一八から四九二〇)、ろ(四九二一から四九三五)、は(四九三六から四九五五)、一七(は)(五〇九二から五一二三の一)、に(五一二四から五一四九)、ほ(五一五〇から五一七〇)、へ(五一七一から五一八六)、一八(い)(五一九五の一から五二一四)、ろ(五二一九から五二五二)、に(五二九九から五三二〇)、ほ(五三一七から五三五二)、へ(五三三三から五三七九)、と(五三八〇から五四二四)、ち(五四二五から五四五〇)、り(五四五三から五五一七)、ぬ(五五二〇の一から五五三九の四)、る(五五四六の一から五五四九)、お(五五五〇から五五八八)、一九(い)(五五八九から五六二〇)、ろ(五六二二の一から五六三九の一)、は(五六四〇から五六七一)、に(五六七二の一から五七二〇)、ほ(五七二二から五七五七)、へ(五七五八から五七六四)、と(五七六五から五八三五)、ち(五八三六から五八七三)、二〇(い)(五八七四の一から五八七四の四)、ろ(五八七六の一から五八八五)、は(五八八六から五八八八)、に(五八八九から五八九三)、ほ(五八九四から五九二二)、へ(五九二三から五九二九の四)、と(五九三〇から五九四二)、二一(い)(五九五二)、ろ(五九五四から五九六五)、は(五九六六から五九七二)、に(五九七三から五九八三)、六〇一九から六〇二一、六〇二三)、ほ(五九八四から六〇一八、六〇二二、六〇二五、六〇二八から六〇三五)、へ(六〇四三の二から六〇八八)、二二(は)(六二六九から六三〇九)、に(六三一五から六三八八)、ほ(六三八九から六四〇七)、へ(六四一一から六四九一)、と(六四九二から六五三五)、ち(六五三六から六五七〇)、り(六五七一から六五九〇)、ぬ(六五九一から六六〇五)、る(六六〇六から六六二九)、二三(い)(六五六四)、ろ(六五六五)、は(六五六六)、に(六五六七)、二四(い)(六六四二の一から六六五九)、ろ(六六六二の一から六六六二の七)、は(六六六三の一から六六六三の三)、に(六六六四から六六七七の二)、と(六七四一から六七四八の四)、ち(六七四九から六七七二)、り(六七七三から六八〇五)、二五(ろ)(六九〇七の一から六九一七の四)、は(六九二一から六九三四)、に(六九三五から六九四八)、ほ(六九一八から六九五二)、へ(六九八一から七〇〇九)、と(七〇一〇から七〇五〇)、ち(七〇五一から七〇七六)、り(七〇八一から七一二〇)、二六(い)(七一二四の一、七一二の八、七一二の二から七一二の二)、ろ(七一二の二から七一二の二)、七一二の一五、七一二の二から七二四〇)、は(七二四一の一から七二

五〇)、に(七一五一から七一六八)、ほ(七一六九から七一七一、七一七三から七一八四)、へ(七一七二、七一八五)、と(七一八六から七一九八)、ち(七二〇六から七二二七)、二七(七二三三から七二六六)、ろ(七二六九から七二八三)、ほ(七二八四から七二九九)、に(七三〇五から七三一一の二)、ほ(七三一一の二から七三三二)、へ(七三三三から七三五二)、と(七四三〇の二から七四六二)、ち(七四七五から七五〇八の二)、り(七五二二から七五二六、七五八六から七五八八)、ぬ(七五九六から七六〇三)、る(七六〇九から七六二四)、二八(七六〇四)、ろ(七六〇五)、は(七六〇六の二)、に(七六〇七の二)、ほ(七六〇八)、三〇(七六一から七一九の二、一三三から一四五)、ろ(二〇から四六、四二八から四五九)、は(四九から六九の一、八六一から八六三)、に(二六五から二六七)、ほ(二六八から二八八の二)、へ(二二から五五の二)、と(三二六の二から三一九の二)、ち(三二一の二から三三六)、り(三四〇から三六六)、ぬ(三六七の二から三八五の二)、三一(七五の二から九九、一二〇五の二、一二〇五の二、一二三九の二、一二四二)、ろ(二〇〇の二から二一九)、は(一三二から一九四の二、一九九二の二から二〇九〇の三)、に(一九七から二三三)、ほ(二五三の二から二六三)、別図に橙色に着色した部分(自衛隊及び駐留軍の使用する国有地)に該当する土地の区域を除いた区域。

能美町のうち、別図で青色に着色した部分(平成十七年広島県告示千四百十四号及び千四百十五号で定められた港湾法に基づく臨港地区、別図で赤色に着色した部分(平成十九年広島県告示第一号に基づき定められた林班番号一(一)の二)、ろ(二の二から一六の二)、は(一七から二九)、に(三〇から五五)、ほ(五六から六八)、へ(六九から七六)、と(七八から九一)、ち(九二から一九の三)、り(二〇の二から二二)、ぬ(二三から三三の二)、る(三三の四から四一)、二(四一(一四四から一六〇)、ろ(一六一の二から一六六)、は(一六七から一九〇の二)、に(一九一の二から一九九)、ほ(二〇〇から二二二)、へ(二二三から二六)、と(二二七から二四)、三(二六(一三六の二から二三六)、ろ(二三七から二四八)、は(二五一の二から二七九)、に(二八〇から二八五、二九一から二九二)、ほ(二八六から二八九の二)、へ(二九〇、二九三から三〇六)、と(三〇七から三三四)、る(三九〇から三九一の五)、四(四(三九二から四〇六)、ろ(四〇七から四一〇の二)、は(四一一から四二六)、に(四二七から四四四)、五)、ほ(四六五から五〇三の二)、五(五(五〇四の二から五三二の二)、ろ(五三六の二から五九五の二)、は(五九六から六一九の二、六二〇の二から六二〇の三、六三五から六七六、一二五七から一三九四)、六(六(四の二から二一、五二、五三の二、五三の三、五三の二、五六の二、五六の二)、ろ(二二から四三)、は(四六から五一、五七から九六)、に(九七から一三八)、ほ(一四四から一七七)、へ(一七八から一八七の三)、と(一八八の二から一九六、六五二の三、六五九一から六五九一五))、七(七(三一一から三二二、一〇三二の二から一〇八二)、ろ(三二二の二から三三七、一〇八七の二)、は(三二八から三五二)、に(三五九から四〇四、一〇八七の三から一〇九三の二、一二三七の三三)、ほ(四〇五から四四四、一二三七の二)、八(ろ(一六九九の二から一七二二の二)、は(五九〇から五九五、一六九三の二から一六九四)、に(五九六から六〇八の二)、ほ(六〇九から六三〇の六)、へ(六三一の二から六四三の三)、と(六四四から六六二の四)、ち(六六三の二から六八七、一七一の二から一七一一の三)、り(七四〇の二から七八八)、ぬ(七八九から八〇二)、る(八〇三から八二四の三)、お

(八二六の一から八四四)、わ(八四六の一から八七九)、九(い(八八八から九〇〇)、ろ(九〇一の一から九二三の二)、は(九二四から九四四、三四一九の一、三四一九の二、三四二〇、三四三〇、三四三一)、に(三八二七の二、三八六六の一)、一〇(い(一〇六六の二から一〇七一、三四〇二の二から三四〇二の五)、ろ(一〇七二から一一〇八)、は(一一〇九から一二六)、に(一一三三から一一四三)、ほ(一一四四から一一七八)、へ(一一七九から一一九三))、一二(い(九六の一から一四七、九八四から九八九の三、一〇六五の二から一〇七五)、ろ(一四八から一五八の二、一四一八の二)、は(一五九から一八一の二、一四一五の二)、に(二〇一から二五〇の二)、一三(ろ(三〇二、三二〇から三一の一)、に(三二一から三四三)、ほ(三四四から三五二)、へ(三五二の一から三五七の一)、と(三六九の一から三七七の四)、ち(三九五から四〇二の三))、一四(い(三八四五から三八五五)、ろ(四四五から四五一の二)、は(四五二から四五九)、に(四六〇から四七八、三九九九の一から三九九九の五)、ほ(三九九四)、へ(五〇四から五〇九)、と(五二四から五三七の二、四〇三〇の三、四一九一の二))に該当する土地の区域を除いた区域。

沖美町のうち、別図で青色に着色した部分(平成十三年広島県告示第十四号で定められた港湾法に基づく臨港地区)、別図赤色で着色した部分(山林部(原入道一から一〇八、大池一一七から二四四、合迫二四五から三二五、見田ヶ迫三二六から四一五、武井四一六から四六七、池之久保四六八から五三五、越ヶ迫五三六から六〇三、高松六〇四から六七九、焼山六八〇から七八六、舟木七八七から八八一、久田八八二から九六二、宝原一から七四、豊作原七五から一二五、亀原一二七から一五七、鶴原一六〇から一六七、扇島八から六〇、観音奥六三から一四九、笠松、鍛冶屋一七五から三九四、物見石四〇二から七八三、大屋七八四から八九一、横綱代九五四、黒神九六五から九六八、三ヶ谷一から四七、本久保四八から九四、佐利登九五から一四七、扇島一五六から一六八、黒神山一六九から三五二、瀧水六から二九、大名切四四から九八、石佛一三三から一六八、碓二一一から三三二、野登呂三三三))、別図で桃色に着色した部分(昭和二十五年厚生省告示第四百十五号で告示された瀬戸内海国立公園の区域)、別図で水色に着色した部分(金属工業団地等)に該当する土地の区域を除いた区域。

大柿町のうち、別図で青色に着色した部分(平成十八年広島県告示九百九十七号及び九百九十八号で定められた港湾法に基づく臨港地区、別図で赤色に着色した部分(平成十九年広島県告示第一号に基づき定められた林班番号三(に(四〇九から四九二、四九六)、ち(五六一の一から六三八)、り(六三九から七一六)、ぬ(七五九の一から七八一))、四(い(七八二から八五四)、ろ(八五五から八六九)、は(八七〇から九一一の三)、に(九一二、九一四、九一五、九一五の五、九二五))、五(に(一〇〇六から一〇二六)、ほ(一〇六六の一から一〇七七))、九(い(六〇一から六二〇、二四七九から二四八〇)、ろ(六二一から六四八)、は(六四九から六六四)、に(六六五から六七五、六八九から六九一の二、六九二から六九九)、ほ(六七六から六八八)、へ(六九一の二、六九一の三、六九九の三五、六九九の三六、六九七の一から六九七の三九、六九八の三から六九八の九六、七〇〇から七〇三)、と(七〇四から七四四、三〇五二から三〇七二)、ち(七一五から七四八)、り(七四九から七八六)、ぬ(七八七から八四四)、る(八四五から八五五の三))、一〇(と(一八三の一、三八二、三二八九から三二〇三、三一六一、三二六八、三二七一、三二七六、三二七八、三二八二)、ち(三八三から四二一の八))、一一(い(四二二の一から四一八)、ろ(四一九の三か

ら四三〇)、は(四三一から四四四、三三三六から三三六八、四四二四)
(、一二(ろ(四三二七の一、四四七一、四二九八、四二九九)、に(五
〇六の三から五〇六の五、五一五から五一五の八、五三二)、ほ(五一
四、五一六から五二二の一)、一三(い(一五七四から一六六四)、ろ
(一六六六から一七二九)、は(一七三〇から一七八八)、に(一七八九
から一八二三)、へ(一八九七の二から一九二四)、ち(一九二五から二
〇五六)、り(二〇五七から二〇九〇)、ぬ(二〇九〇から二一九一、二
一九二から二一九六、二一九八から二二〇一)、る(二一九一、二一九
七、二二〇八から二二七二)、お(二二七六の一から二二七六の二一、二
二七八の一)、一四(ろ(二九一〇から二九四四)、は(二八九九の一
から二九〇九、二九四五から二九六九)、に(二八四二から二八九八、二
九七〇から二九七三)、一五(い(二二七九から二二九一)、ろ(二二
九七から二三三三)、は(二三三四から二三九〇)、に(二三九一から二
四一三)、ほ(二四一四から二四八〇、二四八二)、へ(二四八一、二四
八三)、と(二四八四から二五六八)、ち(二五七一から二五七六)、り
(二六三九から二五七八)、ぬ(二三〇二、二五七九から二六九八)、
一六(ろ(二九八二、二八三の三)、一七(い(五二三から五八八、一
四六二から一四六六)、は(六三一から七〇〇)、に(七〇一から七〇五
)、ほ(七〇六から七三四)、へ(七五二から八三八)、と(八四一から
八四八)、ち(八六五から九二〇、四六六八の二から四六六八の三)、り
(九二二から九八六、四六三九から四六五五、四六九九の二から四七〇
二、四七五四)、ぬ(九八七から一〇四五)、る(一〇四六から一一一一
)、お(一一一二から一一五三)、わ(一一五四から一一八五)、か(一
一八七から一二五九)、よ(一二六〇から一三〇一)、た(一三〇二から
一四三九)、れ(一四四〇から一四八四)、二七(一三六三の一、一
三六四))、別図で水色に着色した部分(宅地、原野等)に該当する土
地の区域を除いた区域